

福祉制度をご利用ください

児童扶養手当

両親の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童（つぎの条件に該当し、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にあること）を監護している母、あるいは母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

「児童の条件」

- ① 父と母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障がいの状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 上記以外で父母が明らかでない児童

「ひとり親家庭など」や「障がいがある児童、その児童を監護・養育している方」、「障がいがある方」へ手当や医療費助成などの福祉制度があります。

「資格喪失」

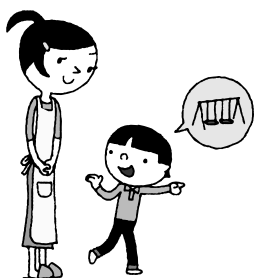
現在受給している方、これから受給される方で、次の条件に該当する場合は、児童扶養手当は支給されません。
現在受給している方で該当する場合は、至急届け出てください。

「手当月額」

支給される児童扶養手当の額は、受給者および同居している扶養義務のある方について所得制限があり、所得額に応じて支給額が変わります。

児童数	手当月額
1人の場合	(全額支給) 41,720円
	(一部支給) 41,710円～9,850円
2人以上の場合	(2人目) 5,000円
	(3人目以降)
	1人につき 3,000円

(平成21年4月1日現在)



母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭や寡婦の方の生活安定のために、各種資金の貸し付けを行っています。

資金の種類によって、貸付限度額や償還期間、据置期間、利息などが異なりますのでご注意ください。

「貸し付けの種類」

- 事業開始資金**
事業を開始するために必要な設備・什器・機械などの購入資金
- 事業継続資金**
現在継続中の事業に必要な商品・材料などを購入する運転資金
- 修学資金**
児童の高校・大学などへの修学資金
- 技能習得資金**
技能や資格を得るために必要な交通費・授業料・材料購入資金
- 就業資金**
児童が事業開始または就職するための知識技能習得資金
- 就職支度資金**
就職に直接必要な洋服、履物などの購入資金
- 医療介護資金**
医療費または介護費
- 生活資金**
技能習得中および医療介護を受けている期間の生活費補給資金、失業中の生活安定資金
- 住宅資金**
住宅の建築・購入・増改築・補修保全資金
- 転宅資金**
転居時の住宅の賃貸・家財運搬費など
- 就学支度資金**
児童の入学に必要な被服などの購入資金（小・中学校については所得制限あり）
- 結婚資金**
児童の結婚への必要資金

ひとり親家庭医療費助成事業

配偶者のいない母または父および児童、もしくはは父母のいない児童（児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にあること）について、病院などの医療機関にかかったときに、健康保険などの医療保険対象医療費の自己負担（高額医療費は除く）を助成します。

受給者および同居している扶養義務のある方が、前年の所得（1月～6月までに受給資格を得る場合は前々年）に對して所得税が課税されていないことが条件となります。

助成の種類

▼現物給付

受給者証を医療機関に提示し、医療費の助成金は支払わずに済む方法

▼療養費払い

いったん自己負担分を支払い、役場で給付請求をする方法（県外で受診した場合は必ずこの方法になります。給付請求の際には、領収書が必要です。）

特別障害者手当

著しく重度な障がいがあり、20歳以上の在宅の方に手当の支給を行います。

手当額

月額26,440円

支給要件

- 身体障害者手帳1、2級程度の障がいがある方
- 身体障害者手帳1、2級程度の障がいがある方
- 身体障害者手帳1、2級程度の障がいがある方
- 身体障害者手帳1、2級程度の障がいがある方

- 特に重度の身体機能の障がいがあるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方
- 内部障がい、安静度が絶対安静の方
- 精神または知的障がい、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる方
- 身体障害者更正援護施設または知的障害者援護施設、特別養護老人ホームなどに入所している場合や病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合は除きます。

特別児童扶養手当

身体・知的または精神に障がいがある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行います。

支給要件

- 1級 月額50,750円
- 2級 月額33,800円

手当額

児童の障がいがある場合、次に該当する場合があります。

- 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）の一部の方
- 精神の障がいであって、前記と同程度以上と認められる程度の方

* 該当する児童が施設などに入所している場合や受給資格者、または配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当の支給を行います。

手当額

月額14,380円

支給要件

- 身体障害者手帳1級程度の障がいがある方および2級程度の障がいがある一部の方
- 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）の一部の方

● 精神の障がいであって、前記と同程度以上と認められる方

* 児童福祉施設などに入所している場合や、障がいを事由とする年金を受給している場合は除きます。

○ お問い合わせ

大方総合支所

健康福祉課福祉係

☎ 43-2116（直通）

佐賀総合支所

健康福祉課福祉係

☎ 55-3112（直通）

NHK 放送受信料を減免します

全額免除

- 身体、知的、精神のいずれかの障がいがある方がいる世帯のうち、世帯全員が市町村住民税非課税
- ※ 身体もしくは、精神障がい者については、手帳を所持している方に限られます。
- 生活保護などの公的扶助を受けている

半額免除

- 視覚もしくは、聴覚障がいの方が世帯主である
- 身体障害者手帳の障害等級が1、2級の方が世帯主である
- 重度の知的障がい者が世帯主である場合
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方が世帯主である
- 戦傷病者手帳の障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主である

申請書類

申請書類は、NHKまたは役場の担当係にあります。

○ お問い合わせ・担当係

大方総合支所健康福祉課 福祉係 ☎ 43-2116（直通）

佐賀総合支所健康福祉課 保険福祉係 ☎ 55-3112（直通）

NHK視聴者コールセンター ☎ 0570-077-077